

平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の所轄 税務署長とあなたの住所地等の 市区町村長を記載します。

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の 支払者の個人番号又は法人番号を付記します。

一定の要件の下、個人番号の記載が不要となる場合があります。

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の 支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提 出してしている場合に○を付けます。

平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

給与の支払者の名称(氏名) 株式会社 ○○○○ (フリガナ) サトウ カズオ あなたの氏名 佐藤 和夫

あなたの生年月日(前) 大 42 年 10 月

世帯主の氏名 佐藤 和夫

あなたの個人番号を記載します。 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6

あなたの住所(住所) 東京都千代田区霞が関3

あなたの源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ

年末調整の際に、送金額等を記載した扶養 控除等申告書を別途作成するか、提出した この申告書に送金額等を追記します。送金 関係書類等の添付等が必要です。

配偶者の有無 (有) 無



【源泉控除対象配偶者】 あなた(平成30年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限り、と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。)で平成30年中の所得の見積額が85万円以下の人が源泉控除対象配偶者に該当します。

「A」欄には、源泉控除対象配偶者の氏名などを記載します。 ※あなたに源泉控除対象配偶者に該当する人がいない場合には、「A」欄に記載する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	あなたとの続柄	個人番号	生年月日	所得の見積額	住所又は居所
A 源泉控除対象配偶者(注1)	サトウ ヨウコ	妻	2 2 3 3 4 4	70,000円	東京都板橋区大山東町35-1	
	佐藤 洋子	子	明・大 昭(平) 9・2・4	0円	1234 Kokuzei Street, ... USA	
	サトウ マチ	子	明・大 昭(平) 9・2・4	0円		
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平15.1.1以前生)	佐藤 茂	子	明・大 昭(平) 14・3・30	300,000円		
	サトウ タカオ	父	昭(大) 15・5・8			
	佐藤 隆雄	父	昭(大) 15・5・8			
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	左記の内容	左記の内容				

【源泉控除対象配偶者】 所得の見積額が85万円を超える人は、源泉控除対象配偶者には該当しません。

【控除対象扶養親族】 所得の見積額が38万円を超える人は、控除対象扶養親族に該当しません。

(参考) ①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係(具体例)は次の表のとおりです。

給与等の収入金額	所得金額
11,200,000円	9,000,000円
1,500,000円	850,000円
1,030,000円	380,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係(具体例)は次の表のとおりです。

公的年金等の収入金額	所得金額	
65歳未満	1,633,334円	850,000円
	1,080,000円	380,000円
65歳以上	2,050,000円	850,000円
	1,580,000円	380,000円

【同一生計配偶者】 あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。)で、平成30年中の所得の見積額が38万円以下の人が同一生計配偶者に該当します。同一生計配偶者に障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

年齢16歳未満(平成15年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

あなたが寡婦、特別の寡婦、寡夫、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

左記の障害者等に該当する(人がいる)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

(注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(平成30年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限り、と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成30年中の所得の見積額が85万円以下の人をいいます。

2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成30年中の所得の見積額が38万円以下の人をいいます。

○住民税に関する事項

氏名	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	平成30年中の 所得の見積額	異動月日及び事由
1	サトウ マサル	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	平 16・10・15	東京都板橋区大山東町35-1		円	
2	佐藤 勝			平 . . .				年齢16歳未満(平成15年1月2日以後生)の扶養親族を記載します。
3				平 . . .				国内に住所を有しない扶養親族

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

のうちの1か所以上しか提出することができません。 有及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する 際をお読みください。